

○渡辺議長 次に、吉岡議員。

〔吉岡議員質問席へ〕

○吉岡議員 皆様おはようございます。2期目の議会を無所属でスタートしております吉岡古都でございます。本日は、大きく2つのテーマで質問いたしてまいりますので、明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

まず最初に、住民共助型の移動支援について伺います。

2024年の9月定例会では、住まいから始まる公共交通と題し、ドア・ツー・ドア交通について質問いたしました。現在は、弓浜地区や南部地域でもコミュニティバスが運行され、当時とは状況が変化しておりますので、今回は視点を改めて伺います。まず、最近導入された介護保険の総合事業による訪問型サービスDについて、その内容と現状、課題をお聞きします。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 訪問型サービスDについてでございます。訪問型サービスDは、介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業の一つでございまして、地域の多様な主体が要支援者等の移動を支援する仕組みでございまして、鳥取県西部では初の取組といたしまして、本市が昨年秋より本サービスを導入し、現時点では3団体が活動しております。

現状の課題といたしましては、複数の地域から関心が寄せられているものの、住民や団体等が実施を検討するに当たりまして、車両の調達が困難であることや、他者を乗せて運転をすることへの心理的ハードルが運転手の確保を難しくしていることなどが挙げられます。今後は、既に活動している団体のノウハウを、実施を検討し

ている地域や団体等に対しまして共有するなどして、これらの課題を解消してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 住民共助型の移動支援は、長年、永江地区の地域カーシェアリングのみでしたが、訪問型サービスDの導入により、既に3団体が活動しているとのことで、鳥取県西部では初の取組とのことで、既に地域で効果が現れ始めていることは大変意義深いと感じています。

御承知のとおり、自家用車を用いて有償で人を運ぶ場合には、道路運送法に基づく規制があり、原則として旅客自動車運送事業に該当するため、無許可の有償運送は白タク行為として禁止をされています。例外である福祉有償運送なども、地域公共交通会議でバス、タクシー事業者との利害調整を経て、運行範囲を定める必要があり、参入のハードルが高い状況でした。一方、訪問型サービスDは、介護保険法に基づく生活支援であり、道路運送法上の有償運送に該当しない扱いとなるため、地域公共交通での調整が不要です。こうした制度上の違いが地域の主体が移動支援に取り組みやすくなった大きな要因であり、参入障壁を下げたことが普及の追い風になっていると受け止めています。課題として御答弁いただいた車両の調達や運転手の確保について、ノウハウの共有を進められるとのことでしたが、具体的にどのような取組を想定しておられるのか、改めて伺います。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 車両の調達や運転手の確保に係る考え方についてでございます。車両の調達につきましては、現在活動してお

られます複数の団体が市内の社会福祉法人から車両を借り受けて事業を実施している事例があることから、今後は、こうした空き車両の利活用事例について情報共有を図りたいと考えております。また、運転手の確保に向けてでございますが、米子市社会福祉協議会と連携をいたしまして、担い手養成講座の開催や人材を必要とする地域へのマッチングなど、実効性のある担い手確保策を推進していきたいというふうに考えております。さらには、これらの取組を総合的に推進するために、今年度は鳥取県の事業を活用して専門家を迎え、実施団体の具体的なノウハウに関心のある地域や福祉関係者、地域の法人等へ共有する研修会を開催することとしております。以上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 地域で困っている方のために、自分たちに何かできないかと考えてくださる住民の方のお話を伺うことがあります。そのお気持ちは本当にありがたいものですし、そうした方々が、自分にもできるかもしれない、やってみようと思えるような情報提供をぜひお願いしたいと思います。

車両の調達についてですが、以前、グリーンスローモビリティの実証運行が行われ、永江地区では現在も走っているわけですが、この移動支援の手段として活用する可能性はないのか伺います。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 グリーンスローモビリティの活用についてでございますけれども、時速20キロメートル未満という低速走行の特性に加えまして、降雨や降雪、猛暑といった気候の影響を受けやすいという側面もあることから、日常の買物や通院など、一定

の距離を走行する訪問型サービスDの移動手段としてはなじまないものと考えておるところでございます。以上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 分かりました。公用車の払下げというようなことにも事前に伺ったのですが、それもちっと難しいとのことでした。市としては、先ほど御答弁いただいたような、空き車両のマッチングというものに引き続き尽力いただければと思います。また、運転手不足は地域だけでなく事業者のほうでも深刻です。例えば、地域おこし協力隊として担い手を確保するような方法は検討できないでしょうか。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 地域おこし協力隊の活用についてでございますけれども、本市では、観光資源や食文化を生かした地域の魅力づくりに取り組んでおりまして、現在の隊員の従事や、本事業のための新たな募集、活用ということは考えていないところでございます。以上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 全国的に見ますと、バスの運転手としてお招きしたり、また県内でも、不足している人材に地域おこし協力隊を活用して、琴浦町では猟師さんですね、ジビエを捕ったりする猟師さんをお招きするというような例もありますので、不足人材のほうにも目を向けていただけるといいなと思っております。

今回の質問に当たりまして、移動支援に取り組もうとされている県地区の方々にお話を伺いました。県地区を含む南部地域では、昨年度、コミュニティバス、みのりんバスが実証運行されました。県

地区で実施されたバスや移動支援のニーズに関するアンケートについて伺います。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 県地区で実施されましたアンケート調査の結果、それと、地域のニーズについてでございます。回答者の約9割が70代以上を占めておりまして、現在の移動手段としては、自分が運転する自動車が最多で、次いで、家族が運転する自動車で行っていました。一方で、免許返納の予定時期は80代に集中しておりまして、数年内に移動手段に困られる方が急増する可能性が考えられるところでございます。

箕蚊屋地区コミュニティバスでございます、みのりんバスの利用経験者は、回答者の約1割にとどまっておりまして、その理由としては、他の移動手段があるが約8割を占めるものの、バス停が遠いことや、バス降車後に重い買物袋などの荷物を自宅まで運ぶのが大変であることなどが、それぞれ1割程度上げられたところでございます。既存の公共交通だけではカバーし切れない、バス停から自宅までの移動や買物帰りの荷物移動へのサポート、さらには、免許返納後の孤立を防ぐ地域づくりといった地域固有のニーズが一定数存在することが考えられるところでございます。以上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 現在、お買物や通院などの移動に困っておられる方、そして、近い将来困る可能性の高い方のお声を集めた非常に貴重な資料だと感じております。こうした当事者の声は直接伺わなければ見えてこないことが多く、現状の多くが、自分で運転する、家族の送迎という自助によって支えられている実態もよく分かります。

みのりんバスにつきましては、6月22日の地域公共交通会議で示された運行実績によりますと、昨年の10月20日から1,048便運行され、1便当たりの利用者数が1.3人、収支率は2%ということでした。この会議の中でも、1人当たりの運行経費が7,000円近くなるのであれば、タクシー補助のほうが効率的ではないかというような指摘もありました。

しかし、県地区では、長年要望してきたコミュニティバスを何とか維持したいという強い思いがあり、アンケートで明らかになった買物帰りの荷物移動の負担を補うため、訪問型サービスDを活用した移動支援に取り組もうとしておられます。この住民自治による共助の取組は本当に尊いものであり、住民の皆さん、そして、担当課の皆さんの御尽力に深く感謝をしております。一方で、このアンケートは、包括支援センターなど、行政や地域とつながっている方を対象に実施をされたものです。つまり、より深刻な課題を抱えている可能性のある、まだつながれていない方々のニーズは十分に拾えていないと考えます。

そこで伺います。現在、行政や地域とつながれていない方々の移動ニーズを把握するためには、どのような取組が必要と考えておられますでしょうか。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 まだつながれていない方へのアプローチ、取組ということでございます。移動手段を必要とする方につきましては、その他の生活課題も抱えている可能性が高いと考えられることから、地域包括支援センターが中核となりまして、アウトリーチを展開していく必要があると考えておるところでございます。現在、

民生児童委員などの地域関係者からの日常的な情報提供を通じた戸別訪問などを実施しておりますほか、今年度は、3年に一度の高齢者実態調査の最新データを各センターへ共有し、潜在的な生活課題を抱える方への戸別訪問を実施する予定としております。引き続き、これらの取組を通じまして、生活課題の早期発見及び必要な支援へのつながりを実施してまいりたいと考えております。以上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 結局はアウトリーチということになるのかもしれませんが、人手不足の中でアウトリーチ支援を行うことは、現場の皆さんにとって大変な御負担だと思います。しかし、支援につながらない状況を放置すれば、将来的に行政の負担がより増える可能性もあります。担当の方々の安全と健康第一に無理のない形で進めていただきたいと願っております。私自身、市民の方々のお話を伺う中で、地域包括支援センターなどにつながることをお勧めしても、まだ大丈夫ですけんと言われることが多くあります。ただ、移動に困っていませんかと具体的に声をかけることで、課題を共有し、介護保険の仕組みにつながるきっかけになったかもしれないと、今回の移動支援の取組を知って感じました。アウトリーチの中でも移動支援を行政サービスにつながる入り口として活用していただければと思います。

次に、この住民共助型の移動支援を米子市全体の交通政策の中で考えていきたいと思っております。住民共助型の移動支援などの二次的な交通は、米子市地域公共交通計画において、どのような位置づけになっていますでしょうか。

○渡辺議長 西川総合政策部長。

○西川総合政策部長 お尋ねいただきました。米子市の地域公共交通計画の中でどのような位置づけかでございますが、推進施策の柱というところで、多様な移動ニーズへの対応を掲げておりまして、これから申し上げます、次のように取り組むこととしております。具体的な記述といたしましては、鉄道、バスでの移動が困難な方への対応として、福祉有償運送など、既存の移動手段や制度の活用に加え、全国の事例の調査・研究も進めながら、福祉施策と連携した移動支援を行う。地域の支え合いによる共助交通の役割も重要であることから、この取組を支援するとしております。以上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 この辺りの連携というのがなかなか見えにくかったのですが、交通政策課や長寿社会課、福祉部門が密に連携して取り組んでいただいているということですので、その成果が現れてきているということを実感させていただいております。

2024年9月定例会では、市の交通政策は利便性を向上し、元気な方にも使ってもらって公共交通の維持費を賄うことを目的とし、福祉的な対応が必要な方は福祉でという趣旨の御答弁をいただきました。既存の公共交通の利用促進は維持のため非常に重要と考えております。そこで、バス利用促進のために実施された運賃無料DAYの効果について伺います。

○渡辺議長 西川総合政策部長。

○西川総合政策部長 運賃無料DAYの効果ということについてお尋ねいただきました。運賃無料DAYは、まずはバスに乗っていただくというきっかけづくりでありますとか、それから、チャンスがあれば継続して御利用いただくというような習慣化といいます

か、こういったことを目的として、令和6年10月から実施してきております。路線バス事業者からも本事業による利用者の増加を実感する声というのが聞かされておりました、次のような、これから申し上げますような実績の増加について、本事業が一定の影響を及ぼしているのではないかというふうに考えているところであります。

例えば、だんだんバスの無料DAYの利用者が、通常の日曜日の実は2倍以上の御利用となっているという点がございます。これなどは、バスに乗ってみようというようなきっかけづくりが進んだのではないかなというふうに考えているところでございます。また、令和7年度、昨年度の路線バスの運賃収入なんですが、令和6年度対比になりますけども、非常に大きく増加してきております。こういったことも御利用のお客様の増加に一定程度寄与したのではないかというふうに考えております。以上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 バス利用者の増加と運賃収入の増加というものが、一般の物価高騰などもあり、なかなか市の負担減につながっていないということもありますが、無料DAYそのものも、先ほどおっしゃったようなきっかけづくりとか、そういった行動変容に非常に有効であったということはよかったなというふうに思っております。ただ、じゃあ、どんな方が無料DAYをきっかけに乗られたのかというような、行動変容の詳細な分析というものは現時点では難しいとありますが、I C O C Aの導入などにより、路線バスやコミュニティバスの利用者増をより細かく把握できるようになると期待をしております。

県地区の取組を伺い、路線バスや巡回バスの利用促進と共助によ

る移動支援は地続きのものであると感じました。元気な方や少し歩けばバスに乗れる方には無料ということがインセンティブとして働きますが、それ以外の方も少し手助けがあればバスに乗ってみようと思える可能性があります。県地区では、みのりんバスの利用促進の観点から取り組んでおられますが、ほかの巡回バスや路線バスにも展開できる取組と感じました。

中学生以上の市民、約12万8,000人が毎月一回、路線バスを利用すると、約2億6,000万円の運賃収入となり、路線バスが黒字化するという数字を担当課から提供いただいております。この市民一人一人の状況をより細かく把握し、それぞれがバスに乗らない理由に焦点を当てた対策を行うことで、これまでとは異なる層の利用を促進できると考えますが、御見解を伺います。

○渡辺議長 西川総合政策部長。

○西川総合政策部長 議員のおっしゃっているとおりではないかというふうに考えております。やっぱり、新たなバス利用者というのをいかに取り込んでいくか、バスに乗ってみようかという意識づくりというのが非常に重要ではないかというふうに考えておりますので、その点、留意しながら政策展開を行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 公共交通の利便性を高め、利用促進を進めるためには、乗り継ぎの結節点の充実というものが重要です。円滑な乗り継ぎを可能にする結節点の在り方についてお考えを伺います。

○渡辺議長 西川総合政策部長。

○西川総合政策部長 交通の拠点、結節点についてでございますが、

まず第一に、快適な待合環境というのが必要ではないかなというふうに考えております。続いて、円滑な乗り継ぎというのを可能とする運用面での環境整備というのにも必要かというふうに考えております。例えば、本市におきましては、令和7年度に実証運行を開始しております、先ほどから御案内の、みのりんバスでございますが、このルート設定におきましては、目的地として要望の多い箇所をバス停というふうに選定いたしまして路線を組み立てているわけでございますが、中でも、JR伯耆大山駅でありますとか米子医療センター、それからスーパーマーケットなどを交通結節点となるように設定しているところでございます。

こうした交通結節点においては、先ほども申しましたとおりで、スムーズな乗り継ぎというのが非常に重要となってまいります。ですので、JRでございますとかバス事業者の方々と緊密に連携、調整し、適宜、ダイヤ設定等を行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 より住民の方に近い結節点としては、公民館などの御要望があると伺っております。そういったことも今後、公民館の拠点化ということも考慮していただければと要望をしておきます。最初、地域公共交通会議を傍聴したり、計画を見た中で、結節点からラストワンマイルまで構築していくということ、なかなか本当に大変なことではないかなというふうに思っておりましたが、ここに来て明るい道筋が見えてきたように思っております。

高齢者の移動につきましては、以前から社会的な影響が大きいと感じていましたが、先日、その懸念が新聞記事として取り上げられ

ていました。7月10日の日本海新聞のトップ記事で、交通空白損失10兆円という見出しが躍っております。これは、家族の送迎負担による就労時間の減少や外出控えによる消費の落ち込みなどが試算されているという記事でした。私も薬局勤務をする中で、土曜日は平日働く方の受診に加え、家族の送迎がないと通院できない高齢者の方も多く来られ、混雑をしていました。御本人も御家族も待ち時間の負担が大きく、平日にお一人で通院できれば負担が軽くなるのにと感じておりました。今回、社会損失が定量的に示されたことで、やはり家族送迎ということも大きな問題であると改めて認識をしました。県地区でのアンケートでも、自分が運転の次に家族が運転が多いという結果でした。免許返納後の自宅から目的地までの移動を整えることは、高齢者だけの問題ではなく、米子市全体の社会損失につながる課題として捉え、さらなる取組の強化を求めまして、次の質問に移ります。

2番目に、地域活動支援センター運営団体の現状について伺います。

米子市の地域活動支援センターは、当初5か所で運営されていましたが、令和5年度のプロポーザルを経て、令和6年度から3か所に再編されました。まずは、現在の運営状況について伺います。

○**渡辺議長** 足立福祉保健部長。

○**足立福祉保健部長** 地域活動支援センターの運営状況についてでございますけれども、令和7年度に米子市におきまして、地域活動支援センター運営の補助対象事業所は3事業所でしたが、令和8年度は、運営法人の事情で1事業所が運営を取りやめたことで、2事業所により運営をされているところでございます。以

上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 5か所から3か所へ再編されたものが、運営法人の事情により、さらに2か所になっているという状況です。住民サービスの低下につながるのではないかと危惧をしております。地域活動支援センターの利用者数は、5か所体制だった令和5年度が127人、3か所となった令和6年度は133人と増加しており、関係者の皆様の御努力が伺える結果となっております。令和7年度の実績について伺います。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 令和7年度の実績でございます。米子市の実利用者数につきましては、地域活動支援センターおおぞらが28人、あかり広場が48人、そして、西部ろうあ仲間サロン会が24人でございます。以上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 合計しますと100人ということで、令和7年度はちょっと減少をしているという状況です。米子市の地域活動支援センターは、国の補助基準として1日平均おおむね10人以上という要件が示されています。運営を取りやめた事業所の令和6年度の利用実績報告を見ますと、イベント開催時を含めても1日平均10人には届かず、平日は1名程度という状況です。法人自身も事業報告で、平日はほとんど利用がなく、対応に苦慮していると記しています。次の選定で、この1日平均10人という基準について、どのように考えるのかを伺います。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 1日当たりの平均利用者数についてでございます。現在のことを申し上げますと、補助金交付要綱におきまして、地域活動支援センターの1日の平均利用者数、これは、おおむね10人以上と規定をしているところでございますが、令和7年度につきましては、3事業所とも達成ができてないというような状況でございます。利用者数を目標に近づけるように、本市といたしましても、それぞれの地域活動支援センターに対しまして助言や指導を行っているところでございます。できる限り、そういった形の、10人以上というところになるような形でのプロポーザルということもまた進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 また、プロポーザルについては後ほど伺いますが、運営を取りやめた事業所に通所していた利用者の方々について、現在、どのような対応を進められておられるのか伺います。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 利用者への対応についてでございます。運営を取りやめられた地域活動支援センターの利用者様につきましては、引継ぎ先を希望する方には事業所が中心となって引継ぎ先を調整しておりまして、市も事業所と連携し、情報提供等を行ったところでございます。地域活動支援センターは今年度中は2事業所で運営を行いますが、その2事業所につきましても、当初予定していた補助期間が今年度末で終了いたしますので、今年度中に公募型プロポーザルを実施し、来年度から地域活動支援センターの運営事業の補助対象とする法人を選定する予定でございます。以上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 今年度中は２事業者でやっていくということですね。運営を取りやめている当該法人におきましては、就労継続支援Ｂ型等の障がい福祉サービスにおいて運営基準が守られておらず、給付金の返還が発生していると伺っております。その経緯と内容について説明を求めます。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 運営を取りやめた法人の方の返還金についてでございますけれども、地域活動支援センターの運営を取りやめられた法人に関しましては、地域活動支援センター以外にも障がい福祉サービス事業所も運営しておられます。令和７年度に行いました監査の結果、利用者の個別支援計画が作成されていなかったなどによりまして、障がい福祉サービス費の過誤による返還金が発生しているところでございます。以上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 この法人におきましては、サービス管理責任者が不在の状態のままで、個別支援計画の作成や更新が行われないうまま利用者への支援が続けられていたとのことです。障がい福祉サービス費の給付要件を満たしているかどうか、市として確認することはできなかったのでしょうか、監査体制の観点から伺います。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 早い段階での確認ができなかったのかということでございます。これにつきましては、県のほうが障がい福祉サービス事業所の運営指導を３年に１回以上を目安といたしまして行っているところでございまして、それに市も参加をして個別支援計画の作成状況等の確認を行っているところでございます。また、

早急に対応が必要な場合は、3年に1回を待たずして、県と連携をし、随時指導を行っているというようなところがございます。以上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 毎年監査に入るとか検査するっていうのは難しいので、3年に一度ということで、その間は見つけることはなかなか難しい、事業者さんがきちんと御自分で管理するということになるのではないかと思います。この法人につきましては、現在、解散に向けて調整中というふうに関係者の方々より聞いております。返還金は約889万円と伺っておりますが、この市への納付の見込みや返済計画というものはどのようなになっておりますでしょうか。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 返還金についてでございます。返還金につきましては、当該法人に対しまして、催告することですとか、分割納付の協議を行うなどによりまして納付を求めていくというところでございます。以上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 なかなか法人の財政状況など分からないところも多いですが、それによっては市が受け取れないというようなことも発生するのではないかというふうに懸念をしております。

地域活動支援センターの件に戻りますが、今後、途中でこのようにサービス提供が継続できなくなる事態を防ぐためにも、事業者の選定は慎重に行う必要があります。この再発防止策について市の考えを伺います。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 再発防止策についてでございます。補助対象事業者の選定に当たりましては、地域活動支援センターの運営実績や地域の障がい者のための通所援護事業の実績とその安定的な運営が図られていること、運営法人の税滞納などがないことなども参加資格の条件とし、実施体制についても審査を行ったところでございます。今後のプロポーザル審査におきましても、運営実績や事業計画をしっかりと確認をし、審査を行っていきたいと考えております。また、選定後におきましても、実績報告の確認や聞き取り等を行いながら運営状況を注視していきたいと考えております。以上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 選定後のチェックというのは本当に重要だと思いますので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。現在、地域活動支援センターの運営法人は3か所ともNPO法人となっております。NPO法人の監督権限は都道府県や内閣府にありますので、所轄庁がチェックしているから大丈夫ということでは、このたびのように市も影響を被るという事態になりかねません。NPO法人の適正性を市が判断するためには、県など所轄庁との連携を密にするということが重要と考えますので、その辺りはしっかり取り組んでいただきますようお願いをしておきます。

私も、この件を通しまして、こういった事業所の仕組みというのがかなり複雑であるということを勉強いたしました。例えば、返還金が生じました就労継続支援B型というのは、県に許認可権があり、監督責任がある事業です。ただ、例えばこの事業所で虐待という事件が起きましたら、その虐待認定をするのは米子市です。米子市

が虐待認定をしたものをまた県に報告をするという形になっている、その就労継続支援B型というのに給付金の返還が発生するということになっておりますが、この給付費を払っているのは米子市です。なので、なかなか市のチェックの力が及ばないというようなところもあって、非常に難しい糸の絡みを取るような、そういった問題であったなというふうに感じております。

12月定例会でも伺いましたが、繰り返しになりますが、当該法人で発生した先ほど申し上げました心理的虐待について、その後、被虐待者の方をどのようにフォローされているのかを伺います。

○渡辺議長 足立福祉保健部長。

○足立福祉保健部長 被虐待者の方への対応についてでございます。事象の発生直後から、御家族や相談支援専門員を交えて別の事業所への通所を検討し、通所先事業所の変更を行いました。現在は、変更後の事業所へ安定して通所ができていることを確認しております。以上です。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 現在安定しておられるということで、本当によかったと思います。

先ほどの就労継続支援B型で起こったことですが、この返還金の主な要因として、個別支援計画が作成されていなかったことが挙げられております。市が利用者に対して虐待を認定した理由にも、公開された文書によりますと、支援方法が統一されていないということが挙げられております。県・市が対応した記録には、個別支援計画が未確認、支援方法の共通理解がない、支援員がばらばらの方法で支援をしているなどの記述があり、専門性を欠いた支援が行われ

ていた実態が示されています。個別支援計画の未作成が心理的虐待に認定されるような行為につながった可能性もあるというふうに私は考えております。関係者の方々からは、1年以上前からこの法人の状況について、どうにかならないかというお声が寄せられていました。市も県も一緒になり事業所への指導に尽力していただいたわけですが、中の方からのお声では、虐待認定された行為に変化がないということでしたので、被虐待者である利用者が別の事業所に移るという判断に至られたと理解をしております。

そんな状況の中、本市では、人権尊重のまち米子市をつくる条例が本年4月1日から施行されました。条例の第6条に、「事業者は、人権に関する理解を深めるとともに、人権尊重の視点に立って事業又は活動を行うように努めなければならない」という文言で事業者の責務が明記されていることに大きな希望を見いだしています。事業者の責務をしっかりと盛り込んだことに込めた市長の思いを伺います。

○渡辺議長 松本人権政策監。

○松本人権政策監 本市の条例に事業者の責務を定めたことに対します本市の考えでございますけれども、人権尊重のまち米子市をつくる条例は、一人一人が多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが人権侵害をする側にもされる側にもなる可能性があることを認識し、互いの人権を尊重し合う人権尊重の社会づくりを推進するために制定したものでございます。その中で、営利、非営利にかかわらず、事業や活動を行う個人、法人、団体を事業者と定め、その責務につきましては、事業や活動に関わる人や地域住民など、多くの人と関わりを持つ事業者それぞれが自ら人権尊重の視点を持つこ

とにより、誰もが地域社会の構成員として尊重され、共に支え合う人権尊重のまちづくりを推進するため、この条項を規定したものでございます。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 これは、事業者といっても、これが市全体、市民全体に関わってくる条例である、条項であるということが分かりました。

このたびは地域活動支援センター運営の法人について取り上げましたが、この事例に限らず、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどの人権侵害の困り事が市民の方から寄せられています。特に委託や補助など市と連携関係にある事業者については、市民からも市の補助金が出ているのに取り締まれないのかといったようなお声も寄せられます。人権尊重の社会をつくるためには、まず市と関係の深い外郭団体や官民連携の関係性にある委託先や補助金を出しているような事業者こそ条例を遵守する必要があります。契約書や要綱に条例に基づく人権尊重に関する条項を盛り込むことについて、市のお考えを伺います。

○渡辺議長 松本人権政策監。

○松本人権政策監 契約書や要綱等の人権尊重に関する条項を盛り込むことについてでございますが、人権侵害行為の特定が難しいなどの実務上の課題があり、慎重な対応が求められるところでございます。今般、人権尊重のまち米子市をつくる条例に、事業者の責務として人権尊重の視点に立って事業を行うよう努めることを規定したところでございます。まずは人権侵害の未然防止や新条例の普及啓発のために、講演会、研修会等での教育等を強化し、事業者の人権意識を高め、人権侵害のない人権尊重社会の実現を図ってま

いる所存でございます。

○渡辺議長 吉岡議員。

○吉岡議員 この辺りは国としても十分に組み合っていない難しい領域でありまして、市としても実現のハードルは高いと思います。しかし、このすばらしい条例が理念条例に終わることなく実効性を持つためには、その後の様々な方策が必要と考えておりますので、例えば、私たち議員が選挙のときに宣誓書を提出したような、事業者に対しても人権尊重の姿勢を明確に示していただくような仕組みがあってもよいというふうに考えております。先ほど来もＵターン、移住などの質問がありましたが、今住んでいる方にも、これから住むことを検討する方にも選ばれる米子市になるためには、安心して暮らせる地域の基盤づくりが不可欠です。その根拠といたしまして、人権尊重のまち米子市をつくる条例を大切にしながら、まちづくりを進めていただくことを強く要望いたしまして、質問を終わります。